

# 照会サービス

## 残高照会

代表口座・サービス利用口座(普通預金・貯蓄預金)の残高が照会できます。

※表示される残高は24時間リアルタイムです。

## 入出金明細照会

代表口座・サービス利用口座(普通預金・貯蓄預金)の入出金明細が照会できます。

### 【当月分、前月分、前々月分、期間指定(最大3か月間)、最近1週間の場合】

※24時間リアルタイムで明細を表示しています。

※(はまぎん)マイダイレクトご契約前およびサービス利用口座追加前の明細も照会できます。

### 【期間指定(最大10年分)の場合】

※Web口座の場合は最大10年分(注)、通帳口座の場合は最大6か月分の明細が照会可能です。

(注)2019年9月以前の明細は照会できません。

※明細をテキストデータ(CSV形式)でダウンロードできます。

※1日6回(7時・12時・15時・17時・19時・22時頃)明細を更新します。

※照会される時間によっては、最新の明細が表示されない場合があります。

※(はまぎん)マイダイレクトの初回利用登録日またはサービス利用口座追加日以前の明細は原則照会できません。

## ご依頼内容の照会

各サービスで「ご依頼内容の照会」ができます。

お振り込み・お振り替えの照会期間は、62日間です。その他(定期預金・公共料金・サービス利用口座・税金各種料金払込み(ペイジー)等)の照会期間は、365日間です。

## お取引状況照会

代表口座・サービス利用口座のお取引店での月末時点のお預り資産残高(円預金、外貨預金、投資信託、国債・公共債、保険等)と、お借入残高(事業性のご融資を除く住宅ローン、カードローン、目的別ローン等)を確認できます。

※他金融機関の取引内容をお客さまご自身が入力されることで当行取引内容と一緒に表示することも可能です。

また、「ライフプランシミュレーション」(将来の支出見込み等から老後に必要な資金を試算)、「お金の統計情報」(ライフイベントでの平均的な支出等の統計情報)等、情報提供機能もご利用になれます。

## お客さま情報照会

ご登録のEメールアドレスやサービス利用口座の情報、契約番号、その他銀行お届けのお客さま情報などを照会できます。

※「資産運用お客さまカード」が表示されているお客さまで、内容に変更がある場合は、お取引店にご来店のうえ、お手続きください。

# 資金移動サービス

## お振り替え

代表口座・サービス利用口座(普通預金・貯蓄預金)間の資金移動をおこなうことができます。

※24時間リアルタイムでお振り替えできます。

※お振り替えは、手数料はかかりません。

※インターネットバンキングご利用開始時の1日あたりのお振替限度額は1,000万円となります。1日あたりのお振替限度額は0円～1,000万円の間で設定できます。

※31日先までの振替予約ができます。

## お振り込み

代表口座・サービス利用口座(普通預金・貯蓄預金)を出金口座として、当行本支店のほか、他の金融機関にもお振り込みができます。

※一部ご利用になれない金融機関があります。

※専用の振込用紙があるものについては、お振り込みできません。窓口にお申し出ください。

※振込先の金融機関から、振込先情報相違などの理由でご資金の返却を受け付けた場合は、出金口座に入金します。

この場合振込手数料は返却しません。

※受付終了後のお振り込みの組戻しは、当行所定の手数料がかかります。

※インターネットバンキングご利用開始時の1日あたりのお振込限度額は20万円となります。1日あたりのお振込限度額は0円～1,000万円の間で設定できます(変更まで3日かかる場合があります)。

※平日・土日祝日にかかわらず24時間(リアルタイム)でお振り込みできます。ただし、平日15時～24時・土日祝日は、受取人の金融機関および口座の状態によっては翌銀行窓口営業日扱いとなる場合があります。

※31日先までの予約ができます。ただし、操作日当日以外の銀行休業日は振込日に指定できません。

## 都度指定振込

お振り込みの都度、金融機関・支店・科目・口座番号を指定しておこなうお振り込みです。

※都度指定振込にてお振り込みをおこなった後、「振込先口座」として登録できます。

「振込先口座」として登録されたお振込先は、当日より、振込先事前登録口座としてご利用になれます。

## 振込先口座への振込

振込先口座として登録されているお振り込み先へのお振り込みです。振込先口座は、30件まで登録できます。

## ご注意

お振り込みには、ワンタイムパスワードのご利用が必要となります。ワンタイムパスワードの詳細は32ページをご覧ください。

ワンタイムパスワード利用登録後、一定期間は振込機能が利用できない場合があります。

お振り込みの内容によっては、銀行お届け電話番号からのお電話による認証が追加で必要となる場合があります。

- ・振込依頼人名に番号を付加したり、振込依頼人名を変更してお振り込みができます。
- ・24時間、振込先の口座番号・口座名義人名をご確認のうえ、振込できます。ただし、一部ご利用できない金融機関があります。
- ・振込先口座名義人名に入力できる文字数に制限があります。振込先口座名義人名がすべて入力できない場合は、入力できるところまで1文字単位でご入力ください。
- ・振込操作が正常に終了しても振込先情報に誤りがある場合などは、振込先にご資金が届かない場合があります。
- ・都度指定振込を利用されない場合は、都度指定振込利用停止設定がおこなえます。

## 〈振込手数料〉

窓口のお振り込みより、おトクです。

(2024年1月4日現在(税込み))

振込金額	3万円未満	3万円以上
当行あて		無料
他行あて	165円	330円

## 自動送金

代表口座・サービス利用口座(普通預金)を出金口座として、毎月指定した日に指定した金額をご指定の口座へ自動的に送金(振込・振替)することができます。

- ・自動送金の登録手数料は無料です。
- ・振込先口座への送金の場合、本ページに記載の振込手数料がかかります。
- ・送金資金(振込手数料含む)は、「送金指定日」の前日23時59分までに出金口座へご用意ください。
- ・送金金額は1日あたりのお振込・お振替限度額が上限となります。
- ・振込依頼人名に番号を付与したり、振込依頼人名を変更して送金できます。

## 〈自動送金の新規登録〉

自動送金の情報を新たに登録できます。

※送金先口座として登録できる口座は、サービス利用口座に登録されている振替先口座または振込先口座として登録されている口座のみとなります。

振込先口座として登録されていない場合は、通常のお振り込み操作をして「振込先口座」に登録した後、自動送金サービス画面から自動送金の新規登録をおこなってください。

※送金指定日の前銀行窓口営業日の前日までに操作が完了した場合は、当月から送金を開始できます。

※自動送金は、最大5件まで登録できます。

## 〈登録内容の変更・削除〉

登録済みの自動送金の情報を変更・削除できます。

※送金指定日の前銀行窓口営業日の前日23時59分までに操作が完了した場合、変更のお申し込みは次回の送金分から変更が適用され、削除のお申し込みは次回の送金分から送金されなくなります。

お取引店窓口で申込まれた自動送金サービスの登録内容は、照会・変更・削除できません。

※横浜銀行ウェブサイト上から緊急利用停止登録をおこなった場合、登録されていた自動送金情報はすべて削除されます。

## 〈送金の取消(次回分のみの取消)〉

毎月の送金(振込・振替)は、送金指定日の前銀行窓口営業日の0時30分頃に振込・振替の依頼内容照会画面に表示されますので、送金指定日の前日23時59分まで取り消しできます。

※指定の時間までに取消操作が完了している必要があります。

※自動送金を取りやめる場合は、登録内容の削除をおこなってください。

## 予約取消

予約されたお振り込み、お振り替えについて、**取引指定日前日23時59分まで**取り消しできます。  
※取消操作が完了していることが必要です。

# 定期預金・積立定期預金サービス

## 総合口座定期預金の口座開設・作成

すでにお持ちの総合口座通帳・ワンセット通帳に定期預金口座を開設し、定期預金を作成できます。

※定期預金口座は、出金口座の通帳(総合口座通帳・ワンセット通帳)に開設します。Web口座(無通帳口座)の場合も開設可能です。

※すでに総合口座通帳に定期預金口座を開設済みの場合は、サービス利用口座の追加をおこなってください。

また、総合口座以外の定期預金口座は、取引店にて口座の開設・定期預金の作成をおこない、「サービス利用口座の追加」をおこなってください。

※お申し込みの受付が完了しても口座が開設できない場合があります。

お申し込みの総合口座に定期預金口座がすでに開設されている場合は、開設済みの定期預金口座をサービス利用口座に登録して定期預金を作成します。

## 定期預金の作成(追加預入)

事前にお届けになった定期預金口座に、定期預金を作成できます。

### 対象となる定期預金

#### スーパー定期(元利継続)・自由期間・変動金利定期・インターネット専用プラン

※作成する定期預金は、作成日当日の店頭表示金利を適用します。

※定期預金作成は、24時間リアルタイムでおこなえます。

※定期預金作成金額は、1万円以上1円単位です。

※作成できる定期預金は、1,000万円未満となります。(インターネット専用プランは投資信託ご購入金額と同額まで作成可能)

※資産運用パッケージ(インターネット専用プラン)は、インターネットバンキング投資信託サービスにて対象の投資信託を1取引につき10万円以上購入された場合に作成できます。

※お取扱内容によっては、受け付けできない場合があります。

## 定期預金の満期解約予約

事前にお届けになった定期預金口座に作成されている定期預金について満期解約の予約ができます。

### 対象となる定期預金

#### スーパー定期・自由期間・変動金利定期・期日指定定期・大口定期・インターネット専用プラン

※一部支払いはできません。窓口にお申し出ください。

※お取引内容によっては、受け付けできない場合があります。

## 定期預金の解約

事前にお届けになった定期預金口座に作成されている定期預金について、満期日に解約ができます。

### 対象となる定期預金

#### スーパー定期・自由期間・変動金利定期・期日指定定期・大口定期・インターネット専用プラン

※満期日当日または据置期間経過後に解約できます。ただし、元金1,000万円以上の定期預金については、以下の場合は解約できません。

- ・満期日当日の解約(現金払いの場合を除く)
- ・自動継続中の定期預金の解約

※一部支払いはできません。窓口にお申し出ください。

※定期預金口座に満期後の入金先口座が指定されている場合は、該当口座に入金されます。満期後の入金先口座が指定されていない場合は、代表口座に入金されます。

※お取引内容によっては、受け付けできない場合があります。

## 定期預金の中途解約

事前にお届けになった定期預金口座に作成されている定期預金について、満期日前に中途解約ができます。

### 対象となる定期預金

#### スーパー定期・自由期間・変動金利定期・期日指定定期・インターネット専用プラン

※中途解約できる定期預金は元金1,000万円未満となります。

※一部支払いはできません。窓口にお申し出ください。

※定期預金口座に入金先口座が指定されている場合は、該当口座に入金されます。入金先口座が指定されていない場合は、代表口座に入金されます。

※お取引内容によっては、受け付けできない場合があります。

## 定期預金の満期時取扱方法変更

事前にお届けになった定期預金口座に作成されている定期預金について、満期時取扱方法の変更(元金継続または元利継続への変更)ができます。

### 対象となる定期預金

#### スーパー定期・自由期間・変動金利定期・期日指定定期・大口定期・インターネット専用プラン

※満期日の前日まで受付可能です。

※現金支払、自動解約への変更はできません。

※お取引内容によっては、受け付けできない場合があります。

## 積立定期預金の口座開設・自動積立契約の申込

積立定期預金口座開設のお申し込みができます。また、毎月ご指定の日にご指定の金額を積み立てる「自動積立契約」のお申し込みも同時に起こります。

### 対象となる積立定期預金

#### 積立型自由期間

※開設する積立定期預金口座は、Web口座(無通帳口座)となり、通帳は発行しません。積立定期預金口座の明細は、定期預金・積立定期預金サービスメニュー画面の「明細照会」からご確認ください。

※開設する積立定期預金口座のお届け印は、代表口座の普通預金と同一のお届け印となります。ただし、代表口座がご印鑑の届け出をおこなわない口座(印鑑レス口座)の場合は、積立定期預金口座も印鑑レス口座となります。

※自動積立契約は、受付日(注)の翌銀行窓口営業日以降、最初に到来する積立日から積立開始となります。

(注)受付完了となった時間帯によって受付日が異なります。

受付完了となった時間帯	受付日	積立開始タイミング
銀行窓口営業日 0時～15時	当日	翌銀行窓口営業日以降、最初に到来する積立日から積立開始
銀行窓口営業日 15時～24時 および銀行休業日	翌銀行窓口営業日	翌々銀行窓口営業日以降、最初に到来する積立日から積立開始

※積立定期預金口座開設・自動積立契約申込のお取り引きは、取り消しできません。

※お申し込みの受付が完了しても口座が開設できない場合があります。

同一受付日に複数回「積立定期預金口座開設・自動積立契約」を申し込みされた場合、2回目以降の受付分は口座を開設せず、1回目に開設した積立定期預金口座に自動積立契約を追加します。

## 積立定期預金の随时入金

事前にお届けになった積立定期預金口座に入金ができます。

### 対象となる積立定期預金

#### 積立型自由期間・スーパーステップ

※作成する積立定期預金は、作成日当日の店頭表示金利を適用します。

※積立定期預金の随时入金は、1円以上1円単位です。

## 積立定期預金の払い出し

事前にお届けになった積立定期預金口座に作成されている定期預金について払い出しができます。

### 対象となる積立定期預金

#### 積立型自由期間・スーパーステップ

(注)お預け入れから1か月の据置期間経過後の定期預金を満期日前に払い出しきれます(満期日の前日まで受付可能)。

※明細単位での支払いとなり、概算支払いや一部支払いはできません。窓口にお申し出ください。  
※お取引内容によっては、受付できない場合があります。

## 積立定期預金 自動積立契約の新規申込・変更申込

自動積立契約を新たにお申し込みできます。また、ご契約済みの自動積立契約の契約内容(毎月の積立日、積立金額など)を変更できます。

### 対象となる積立定期預金

#### 積立型自由期間・スーパーステップ

※積立終了年月とその他の項目を同時に変更することはできません。終了年月のみ変更をおこなった後、その他の項目の変更をおこなってください。  
※自動積立契約の新規申込および変更申込は、積立日の2銀行窓口営業日前までに操作が完了した場合は当月から積立開始・変更適用開始となります。  
※スーパーステップの場合、おまとめ日の設定・変更はできません。  
※お取引内容によっては、受付できない場合があります。  
※自動積立契約の新規申込・変更申込のお取り引きは、取り消しできません。

## 積立定期預金 自動積立の停止・再開

ご契約済みの自動積立契約の積立を一時停止、または停止した積立を再開することができます。

### 対象となる積立定期預金

#### 積立型自由期間・スーパーステップ

※積立日当日はお手続きできません。  
※お取引内容によっては、受付できない場合があります。  
※自動積立の停止・再開のお手続きは、取り消しできません。

# 投資信託サービス

投資信託サービスのご利用にあたっては投資信託口座の開設が必要です。

## 〈すでに横浜銀行で投資信託口座を開設されているお客さま〉

インターネットバンキングにログインし、「投資信託サービス」にお進みください。

※ただし、投資信託口座または投資信託の指定預金口座が代表口座・サービス利用口座と同一の支店にない場合は、ご利用になれません。投資信託口座をお持ちの支店にある円貨預金口座または投資信託の指定預金口座をサービス利用口座として登録してください。

※お取引店窓口にてあらたに開設された投資信託口座は、口座開設の翌銀行窓口営業日からご利用になれます。

## 〈投資信託口座を開設されていないお客さま〉

投資信託口座開設後、インターネットバンキングにログインし、「投資信託サービス」にお進みください。

## 投資信託口座開設

スマートフォンをお持ちのお客さまは、横浜銀行ウェブサイト(投資信託口座開設申込サービス)から投資信託口座開設をお申し込みください。

投資信託口座開設  
申込サービスはこちら

NISA口座の開設も可能です。

お手元に以下2つをご用意のうえ、スマートフォンからアクセスしてください。



1. ご本人確認書類(「マイナンバーカード」または「運転免許証+マイナンバー通知カード」)
2. 当行普通預金口座のキャッシュカード

## 投資信託の購入・解約

事前にお届けになっている投資信託口座で、投資信託の購入・解約などのお取り引きができます。

※株式投資信託を1取引につき10万円以上購入されると、お支払いになった申込手数料(税別)の10%を月末締めの翌月10日(銀行休業日の場合、翌銀行窓口営業日)に代表口座にキャッシュバック(入金)します。

※キャッシュバックの対象となる株式投資信託は、横浜銀行ウェブサイトでご確認ください。

※銀行窓口営業日9時～15時に受付完了したお取り引きは、受付完了時に購入資金を引き落とします。

上記以外の時間帯および銀行休業日に受付完了となったお取り引きは、翌銀行窓口営業日の9時頃にご指定の口座より引き落としますので、ご指定の預金口座へ前日までにご入金ください。

※マル優、償還乗換優遇を利用してのご購入はできません。

※「最新の目論見書」および「目論見書補完書面」は、インターネット上から閲覧またはダウンロードすることによりご確認になれます。

※投資信託の購入・解約申込の上限は、それぞれ1回あたり1億円(口)未満となります。

※対象の投資信託を1取引につき10万円以上購入されると、特別金利の定期預金「資産運用パッケージ(インターネット専用プラン)」が作成できます。(投資信託ご購入金額と同額まで)

### 電子交付サービスをご利用ください

電子交付サービスは「取引報告書」、「取引残高報告書」、「運用報告書」などの対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できるサービスです。書類は郵送されず、整理・保管する手間も省けます。  
詳しくは、29ページをご覧ください。

## 投信自動積立の新規申込・変更・終了

月々5,000円から(つみたて投資枠対象ファンドの場合は月々1,000円から)投資信託を積立形式で自動的に購入できる「投信自動積立(投資信託定期定額購入サービス)」の新規申込ができます。また、購入方法の変更やサービスの終了もお手続きができます。

※1回の積立につき5,000円以上購入されると、お支払いになった申込手数料(税別)の10%を月末締めの翌月10日(銀行休業日の場合、翌銀行窓口営業日)に代表口座にキャッシュバック(入金)します。

※お客さまのお申込内容により適用開始月(新規申込・変更申込の場合)、適用終了月(終了申込の場合)が異なります。

※毎月の購入日の変更はできません。また新規販売を停止しているファンドの変更はできません。

※申込日の翌々銀行窓口営業日から購入の開始ができます。毎月の購入日の日付によっては開始日が翌月となる場合があります。

※毎月の購入日の2銀行窓口営業日前の15時までに変更申込をされた場合、次回の引き落としから変更となります。

※毎月の購入日の2銀行窓口営業日前の15時までに終了申込をされた場合、次回の引き落としをおこなわずに積立終了となります。

### 〈お取扱時間〉

銀行窓口営業日0時～15時に受付完了したお取り引きは当日扱いとなります。それ以外の時間帯および銀行休業日に受付完了となったお取り引きは、翌銀行窓口営業日のお取り扱いとなります。  
※ファンドによって、お取り扱いの異なる場合があります。

## 投資信託の申込取消

取引内容や受付完了となった時間帯によって取消可能時限が異なります。

受付完了となった時間帯	取消可能時限	
	購入	解約・投信自動積立
銀行窓口営業日 0時～ 9時	当日の9時	当日の15時
銀行窓口営業日 9時～15時	取消不可	
銀行窓口営業日 15時～24時 および銀行休業日	翌銀行窓口営業日の9時	翌銀行窓口営業日の15時

※取消手続きは、取消可能日時までに操作が完了している必要があります。

## 照会サービス

(保管残高・取引履歴・運用損益・譲渡損益・分配金履歴)

- 投資信託口座のファンド別の残高がご照会になります。
- 取引履歴がご照会になります。
- 投資信託口座のファンド別の運用損益がご照会になります。
- 取り扱いファンドの前日基準価額がご照会になります。
- 取り扱いファンドの目論見書の閲覧・ダウンロードが可能です。

## 投信Infoメール

投資信託の基準価額やマーケット情報をメールで配信するサービスをご利用になれます。  
(はまぎん)マイダイレクト投資信託サービス(インターネットバンキング)の利用設定がお済みのお客さまなら、どなたでも無料でご利用になれます。詳しくは、横浜銀行ウェブサイトをご覧ください。  
※本サービスのご利用に、投資信託口座の開設は必要ありません。

## 投資信託サービスのご注意

### 【投資信託のご利用にあたって】必ずお読みください

- キャッシュバックの金額は、実際にお支払いになったお申込手数料額の10%(1円未満切り捨て)となります。消費税相当額はキャッシュバックの対象とはなりません。
- キャッシュバックは月末営業日の15時までに受付が完了し、かつご購入が成立したものについて翌月10日(銀行休業日の場合には翌銀行窓口営業日)にマイダイレクト代表口座に入金します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。
  - ・お申込月の月末時点ではまぎんマイダイレクトが解約されている。
  - ・入金日時点で代表口座が解約されている。
- 対象となる株式投資信託は、横浜銀行ウェブサイトでご確認ください。

### 【投資信託についてのご注意】必ずお読みください

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、元本・分配金が保証された商品ではありません。
- 投資信託は次の要因により、お受取金額が投資元本を下回ることがあります。
  - ・組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の値動き(価格変動リスク)があります。
  - ・組み入れ有価証券(株式・債券・リート等)等の発行者の信用状態の悪化によるリスク(信用リスク)、国情・財務状況等の変化およびそれらに関する外部評価の変化等によるリスク(カントリーリスク)があります。
  - ・外貨建て資産に投資するものは、この他に為替相場の変動によるリスク(為替変動リスク)があります。
  - ・詳しくは各ファンドの目論見書等をご確認ください。
- 投資信託のお申し込みにあたっては、当行所定の手数料等(お申込金額に対して最大3.3%(税込み)のお申込手数料(購入時手数料)、純資産総額に対して最大年2.2%(税込み)の運用管理費用(信託報酬)<sup>(※)</sup>、基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計)をご負担いただきます。これらの手数料等は、各ファンドにより異なるため、具体的な金額、計算方法をあらかじめ表示することができません。詳しくは、各ファンドの目論見書等にてご確認ください。(2024年1月4日現在)

(※)一部ファンドについては成功報酬が別途かかります。成功報酬は運用状況等により異なるためあらかじめ記載することができません。

- <big>まぎん</big>マイダイレクト投資信託サービス(インターネットバンキング)では、一部申込手数料のキャッシュバックがあります。
  - 一部のファンドには、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。詳しくは各ファンドの目論見書等をご確認ください。
  - 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客様に帰属します。
  - 横浜銀行で購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
  - 投資信託は設定・運用を投信会社がおこなう商品です。
  - お申し込みの際は、購入されるファンドの最新の目論見書および目論見書補完書面をお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。目論見書および目論見書補完書面は横浜銀行の本支店等に用意しています。
- <big>まぎん</big>マイダイレクト投資信託サービス(インターネットバンキング)では、電子目論見書の閲覧が可能です。

# 外貨預金サービス

※外貨預金取引では為替手数料を窓口より割り引きます。

外貨預金サービスのご利用にあたっては外貨預金口座(外貨普通預金・自動継続外貨定期預金)の開設が必要です。

## 〈すでに横浜銀行で外貨預金口座を開設されているお客さま〉

インターネットバンキングにログイン後、「外貨預金サービス」に進み、外貨預金サービス利用口座の追加をおこなってください。口座追加の操作が完了した翌銀行窓口営業日からご利用になれます。

※ただし、代表口座またはサービス利用口座のお取引店以外に外貨預金口座を開設されているお客さまは、外貨預金口座を開設しているお取引店の普通・貯蓄・定期・積立定期のいずれかの預金口座をサービス利用口座に追加する必要があります。

※お取引店に外貨預金口座のみ開設されているお客さまは同一のお取引店に普通・貯蓄・定期・積立定期のいずれかの預金口座を開設のうえ、サービス利用口座に追加してください。

※お取引店窓口にてあらたに開設された外貨預金口座は、口座開設当日から外貨預金サービス利用口座追加の操作ができます。

## 〈外貨預金口座を開設されていないお客さま〉

インターネットバンキングにログイン後、「外貨預金サービス」に進み、外貨預金口座の開設をおこなってください。

## 外貨普通預金のお取り引き

取扱通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル・英ポンド・スイスフラン・中国元です。

### [外貨普通預金口座開設]

代表口座・サービス利用口座のお取引店に、外貨普通預金口座の開設ができます。

※出金口座と同一のお取引店に開設します。

※開設する外貨普通預金口座は、Web口座(無通帳口座)となり、通帳は発行しません。

外貨普通預金口座の明細は、外貨預金サービスメニュー画面の外貨普通預金「取引明細照会」からご確認ください。

### [入出金]

円預金から出金して外貨普通預金に入金、外貨普通預金から出金して円預金に入金ができます。

## 自動継続外貨定期預金のお取り引き

取扱通貨は、米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル・中国元です。

### [自動継続外貨定期預金口座開設・定期追加作成]

代表口座・サービス利用口座のお取引店に、自動継続外貨定期預金口座の開設ができます。

お預け入れは、10万円相当額以上です。

※出金口座と同一のお取引店に開設します。

※開設する自動継続外貨定期預金口座はWeb口座(無通帳口座)となり、通帳は発行しません。

自動継続外貨定期預金口座の明細は、外貨預金サービスメニュー画面の自動継続外貨定期預金「明細照会」からご確認ください。

※満期時のお取扱方法は、自動継続(元利継続)のみとなります。

### [自動継続外貨定期預金自動継続停止・解約]

自動継続外貨定期預金の自動継続停止・解約ができます。

※自動継続停止のお申し込みは、満期日の前銀行窓口営業日15時まで可能です。

※解約のお申し込みは、一旦自動継続停止のお手続きをされた後あらためて満期日の相場公表後にお手続きください。

## 〈外貨預金取引限度額〉

円貨から外貨または外貨から円貨にする場合の外貨預金取引限度額は、1取引あたり10万米ドル相当額未満となります。

## 〈お取扱時間〉

銀行窓口営業日0時～15時に受付完了した場合、当日の当行適用の公表換算相場に基づくレートを適用します。それ以外の時間帯および銀行休業日に受付完了となったお取り引きは翌銀行窓口営業日の当行適用の公表換算相場に基づくレートを適用します。

※銀行窓口営業日9時～適用相場公表時間までは照会のみとなり、お取り引きはできません。

【適用相場公表時間】

米ドル：10時15分頃

ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル・英ポンド・スイスフラン：10時45分頃

中国元：11時20分頃

## 外貨普通預金定額自動振替サービス「つみたて外貨」

円貨普通預金口座から毎月指定日に定額を引き落とし、外貨普通預金口座に自動振替をおこなうサービスです。

※外貨普通預金口座と同一店の円貨普通預金からのみ自動振替できます。

※外貨普通預金1口座に対して1契約となります。 ※ご利用可能時間：6時～23時

## 外貨預金為替レート通知

外貨預金の為替相場がお客さまの設定された条件となつた場合、ご登録のEメールアドレスあてに通知するサービスです。

※通信状況等によっては、メールの送信が遅延する場合があります。

※本サービスは、参考情報として提供するものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。お取り引きの際は、契約締結前交付書面をよくお読みになり、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## 照会サービス

### [外貨普通預金残高・取引明細照会]

外貨普通預金の残高・入出金明細が照会できます。

※前銀行窓口営業日の残高・取引明細の照会となります。 ※照会期間は1年です。最大7,500件まで照会可能です。

### [自動継続外貨定期預金取引内容照会]

自動継続外貨定期預金の照会(残高・満期日など)ができます。

※前銀行窓口営業日の残高・取引明細の照会となります。 ※照会件数は最大2,500件まで照会可能です。

### [外貨預金ご依頼内容の照会]

インターネットバンキングで取り引きされた過去1年間の外貨預金取引結果の照会ができます。

### 電子交付サービスをご利用ください

電子交付サービスは「外貨定期預金の満期のお知らせ」などの対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できるサービスです。書類は郵送されず、整理・保管する手間も省けます。

詳しくは、29ページをご覧ください。

## 外貨預金サービスのご注意

### 【外貨預金のご利用にあたって】必ずお読みください

- 〈はまぎん〉マイダイレクト外貨預金サービスのご利用は、満18歳以上の個人のお客さまに限ります。

※外貨普通預金定額自動振替サービスのご利用については、20歳以上の個人のお客さまに限ります。

### 【外貨預金についてのご注意】必ずお読みください

- 外貨預金は預金保険の対象ではありません。
- 外貨預金は、為替相場の変動(為替変動リスク)により為替差損が生じ、払い戻し時の外貨額を円換算すると、預け入れ時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
- 原則として、円を外貨にする際(預け入れ時)および外貨を円にする際(払い戻し時)は、それぞれについて片道の為替手数料(1通貨単位あたり、米ドル1円、ユーロ1.5円、最大で英ポンド4円等)がかかります(預け入れおよび払い戻しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTS(預け入れ時の適用相場)、TTB(払い戻し時の適用相場)をそれぞれ適用します)。したがって、為替相場に変動がない場合でも、往復の為替手数料(1通貨単位あたり、米ドル2円、ユーロ3円、最大で英ポンド8円等)がかかるため、払い戻し時の円貨額が、預け入れ時の円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)おそれがあります。
- 外貨普通預金・自動継続外貨定期預金について、〈はまぎん〉マイダイレクト外貨預金サービスで預け入れおよび払い戻しをする場合は、為替手数料を窓口より割り引きます。
- 外貨現金、外貨旅行小切手(T/C)での預け入れ、払い戻しはできません。
- 外貨定期預金の期限前解約は原則として取り扱いできません。ただし、当行がやむを得ないと認めた場合は、解約日における当行所定の利率を適用して解約します。
- 説明書については、店頭(窓口)もしくは横浜銀行ウェブサイトにてご覧になれます。
- お申し込みの際は、購入される商品の契約締結前交付書面等をお渡ししますので、よくお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。インターネットバンкиングでは、電子契約締結前交付書面の閲覧が可能です。
- 外貨預金の運用による損益は、外貨預金を預け入れされたお客さまに帰属します。
- 中国元建て取引は米ドル等の主要通貨と異なり、以下のとおりお取り引きに制限があります。
  - ・個人のお客さまの中国元建ての送金はできません。
  - ・中国元は中国政府の通貨政策や市場環境ならびに政情の変化などの事情によっては、お取扱内容に変更が生じる可能性があります。
  - ・横浜銀行が取り扱う中国元は中国本土以外で取り引きされる「オフショア中国元」です。中国本土で取り引きされる中国元とは為替レートや金利の水準が異なる場合がありますので、ご留意ください。

# 公共債サービス(個人向け国債)

公共債サービスのご利用にあたっては公共債口座の開設が必要です。

## 〈すでに横浜銀行で公共債口座を開設されているお客さま〉

公共債サービス利用口座の追加をおこなってください。口座追加の操作が完了した翌日からご利用になれます。

※ただし、代表口座またはサービス利用口座のお取引店以外に公共債口座を開設されているお客さまは、公共債口座を開設しているお取引店の普通・貯蓄・定期・積立定期のいずれかの預金口座をサービス利用口座に追加する必要があります。

※お取引店に公共債口座のみ開設されているお客さまは同一のお取引店に普通・貯蓄・定期・積立定期のいずれかの預金口座を開設のうえ、サービス利用口座に追加してください。

※お取引店窓口にてあらたに開設された公共債口座は、口座開設当日からサービス利用口座追加の操作ができます。

## 〈公共債口座を開設されていないお客さま〉

代表口座またはサービス利用口座のお取引店で公共債口座の開設をおこない、サービス利用口座の追加をおこなってください。

## 個人向け国債の購入・売却

横浜銀行でお取り扱いしている個人向け国債の購入・売却のお取り引きができます。

※個人向け国債の購入資金は、申込日当日にご指定の口座より引き落とします。

※マル優、マル特を利用してのご購入はできません。

※中途換金禁止期間中(発行から1年間)は、売却できません。

※個人向け国債は、券面が発行されません。

お取り引きが成立した場合は、「取引報告書」をお届けの住所に郵送または電子交付サービスをご利用のお客さまは郵送に代えて電子交付します。

後日、横浜銀行本支店窓口にて通帳への記帳も可能です。

## 〈取引限度額〉

1回あたりの公共債購入取引限度額は、1億円未満となります。

## 〈お取扱時間〉

銀行窓口営業日0時～15時に受付完了したお取り引きは当日扱いとなります。それ以外の時間帯および銀行休業日に受付完了となったお取り引きは、翌銀行窓口営業日のお取り扱いとなります。

## 個人向け国債の申込取消

お申し込みをおこなった当日受付分については、申込日の取消可能日時(15時)までの取り消しが可能です。

※取消手続きは、取消可能日時までに操作が完了している必要があります。

※当日締め切り後の取り消しはできません。

### 電子交付サービスをご利用ください

電子交付サービスは「取引報告書」、「公共債利金のお知らせ」などの対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できるサービスです。書類は郵送されず、整理・保管する手間も省けます。

詳しくは、29ページをご覧ください。

## 【公共債サービスのご注意】

### 【公共債サービスのご利用にあたって】必ずお読みください

- 〈はまぎん〉マイダイレクト公共債サービスのご利用は、満18歳以上の個人のお客さまに限ります。

### 【公共債サービスについてのご注意】必ずお読みください

- 公共債は預金ではありません。また、預金保険の対象ではありません。
- 債券の価格は、市場金利の変動により上下しますので、償還前に売却する場合には、お受取金額が投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者の信用状況の悪化および発行者に対する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
- 当該債券の利払時期に応じて、売却・中途換金のできない期間があります。また、いったん約定が成立したお取引は取消や内容の変更ができません。
- 公共債のご購入にあたっては、購入対価のみのお支払いとなります。
- 受渡日の翌日から付利されます。
- 販売単位は国債は額面5万円以上5万円単位(個人向け国債は額面1万円以上1万円単位)、政府保証債・共同発行地方債は額面10万円以上10万円単位、その他の地方債は銘柄によって額面1万円以上1万円単位のものと10万円以上10万円単位のものがあります。
- 初回利子額は、発行日から初回利払日までの期間が半年に満たない場合、期間に応じた日割計算による金額となります。
- 償還日には額面金額で償還となります。
- 横浜銀行で購入された公共債は投資者保護基金の対象ではありません。
- お申し込みの際は、購入される商品の契約締結前交付書面等をお渡ししますので、よくお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

### 【個人のお客さまに対する課税について】必ずお読みください

- 利金、売却益、償還差益については、20.315%(国税15.315%と地方税5%)の申告分離課税となります。  
※課税制度の詳細については、税理士等の専門家にお問い合わせください。
- マル優、マル特のご利用を希望される場合は、窓口にお申し出ください。

### 【個人向け国債についてのご注意】必ずお読みください

- 額面100円あたり100円の価格で買い取ります。
- 個人向け国債を中途換金する際、以下により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
  - ・変動 10年：直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
  - ・固定 5年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
  - ・固定 3年：2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
- 個人向け国債は発行から1年間(第2回利払以前)、原則として中途換金はできません。なお、保有者ご本人がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、その償還日または利子支払日の前3平日営業日を受渡日とするお取り引きはできません。

# 住宅ローン・その他各種ローンサービス

## ■ 住宅ローン・その他各種ローンサービスのご利用にあたって

住宅ローンサービスでは、住宅ローンの「残高照会」「繰り上げ返済」「金利種類の変更」「ご依頼内容の照会・取消」がご利用になります。

※ただし、一部の住宅ローン商品や、お客さまのお取り引きの状況等によっては、ご利用になれない場合があります。

※住宅ローンのお取引店が、〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座またはサービス利用口座のお取引店と異なる場合は、本サービスでのお取り扱いができません。

※同一の住宅ローンについて、一部繰り上げ返済と金利種類の変更を同時に申し込むことはできません。同時に  
お申し込みをおこなう場合は、窓口にてお手続きください(所定の手数料が必要となります)。

その他各種ローンサービスでは、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、ソーラーローン、ライフサポートローン、フリーローンの「残高照会」「繰り上げ返済(フリーローンは除く)」がご利用になります。

※お客さまのお取り引きの状況等によっては、ご利用になれない場合があります。

※「金利種類の変更」はご利用になれません。

※その他各種ローンのお取引店が、〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座またはサービス利用口座のお取引店と異なる場合は、本サービスでのお取り扱いができません。

### 〈お取扱時間〉

0時15分～23時45分

### 〈手数料〉

繰り上げ返済手数料および金利種類変更手数料は**無料**です。

※横浜銀行本支店窓口にてお手続きの場合は、所定の手数料が必要となります。

## ■ 住宅ローン・その他各種ローンの繰り上げ返済

(シミュレーション・お申し込み)

代表口座・サービス利用口座と同一のお取引店でお借り入れの住宅ローンまたは各種ローン(フリーローンは除く)について、お借入残高の全部または一部を最終返済日より前に繰り上げて返済することができます。

### ●全額繰り上げ返済

#### 〈繰り上げ返済日〉

インターネットバンキングを操作する日の翌銀行窓口営業日から次々回約定返済日の前銀行窓口営業日まで選択できます。

#### 〈繰り上げ返済金額〉

シミュレーション画面に表示される現在残高のすべてを返済することができます。

なお、繰り上げ返済希望日に準じて自動で返済金額が表示されますので、全額繰り上げ返済希望金額は空欄でお申し込みください。

## 〈全額繰り上げ返済についてのご注意〉 必ずお読みください

- 1.以下のいずれかに該当する場合には本サービスでは取り扱いできませんので、お取引店の融資窓口にてお手続きください(所定の手数料がかかります)。
  - (1)担保不動産の売却や他の金融機関へのお借り換え等、全額繰り上げ返済日に抵当権抹消書類が必要となる場合
  - (2)融資手数料型住宅ローンで当初お借入日から全額繰り上げ返済日までの期間が1年未満の場合
- 2.繰り上げ返済に必要なご資金は、繰り上げ返済日当日の繰り上げ返済額と当月分の約定返済額、未払い利息額の合計額のほか、その他同日中に引き落とされる口座振替等の資金も合わせて、繰り上げ返済日の前日までに返済用預金口座にご入金ください。ご入金がない場合は、お申し込みを取り消します。

## ●一部繰り上げ返済

### 〈繰り上げ返済方式〉

毎月(増額月)のご返済額を変更せず最終返済日を繰り上げる方式(ご返済回数を整数回分繰り上げる期間短縮方式)、または最終返済日を据え置いて、毎月(増額月)のご返済額を軽減する方式(期間据置方式)のいずれかの繰り上げ返済方式をご選択になれます。

### 〈繰り上げ返済日〉

一部繰り上げ返済をおこなう日は、次回約定返済日(銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日)となります。

### 〈繰り上げ返済金額〉

繰り上げ返済できる金額は以下のとおりです。

#### [期間短縮方式]

##### (1)毎月返済のみの場合

返済期日が近い順に、返済元金のみを1か月ごとに合計した金額。

(お申込例：1か月、2か月、3か月…)

##### (2)増額返済併用の場合

###### A. 増額返済月の間隔が6か月のお客さま

返済期日が近い順に、返済元金のみを6か月ごとに合計した金額。

(お申込例：6か月、12か月、18か月…)

###### B. 増額返済月の間隔が6か月以外のお客さま

返済期日が近い順に、返済元金のみを12か月ごとに合計した金額。

(お申込例：12か月、24か月、36か月…)

#### [期間据置方式]

1円単位で指定できますが、お借り入れ状況などにより少額でのお申し込みができない場合があります。

また、繰り上げ返済金額が少額の場合は、毎月(増額月)のご返済金額が軽減されない場合があります。

※増額返済をご利用の場合で、増額返済月以外に繰り上げ返済される場合は、未払い利息額が加算されます。

※繰り上げ返済できる金額は、「契約内容確認・シミュレーション」画面にて繰り上げ返済希望額(概算金額入力可能)を入力後、「繰り上げ返済シミュレーション結果」画面で確認できます。

## 〈一部繰り上げ返済についてのご注意〉 必ずお読みください

1. 繰り上げ返済に必要なご資金は、繰り上げ返済日当日の一部繰り上げ返済額と当月分の約定返済額、未払い利息額の合計額のほか、その他同日中に引き落とされる口座振替等の資金も合わせて、繰り上げ返済日の前日までに返済用預金口座にご入金ください。ご入金がない場合は、お申し込みを取り消します。
2. 期間短縮方式の場合で固定金利特約期間中に繰り上げ返済がおこなわれ、変更後の最終返済日が固定金利適用期限以内となる場合は、変更後の最終返済日を固定金利適用期限とします。
3. 繰り上げ返済にともない保証料の返戻が生じる場合は、後日返済用預金口座へ返戻保証料を入金します。返戻保証料額については、後日、横浜信用保証(株)より送付する「戻し保証料ご案内」をご確認ください。
4. 期間短縮方式の場合で変動金利型の住宅ローンをご利用中のお客さまについては、今回の一部繰り上げ返済後も次回のご返済額の見直し予定日に変更はありません。

### 【住宅借入金等特別控除について】

一部繰り上げ返済がおこなわれた結果、当初借入日から最終返済日までの返済期間が10年未満(元金のご返済回数が120回未満)となった場合、住宅借入金等特別控除の適用が受けられなくなりますのでご注意ください。

## ■ 住宅ローン・その他各種ローンの残高照会

代表口座・サービス利用口座と同一のお取引店でお借り入れの住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローン、ソーラーローン、ライフサポートローン、フリーローンについて、お借入残高を照会できます。

## 住宅ローンの金利種類変更（シミュレーション・お申し込み）

代表口座・サービス利用口座と同一のお取引店でお借り入れの住宅ローンについて、変動金利型から固定金利指定型（3年・5年・10年）に変更することができます。

また、固定金利指定期間終了に際して、再度固定金利指定型（3年・5年・10年）を選択することができます。

※最終返済日までの残存期間の範囲内で固定金利期間（3年・5年・10年）を選択できます。

（例：最終返済日までの残存期間が9年の場合、固定金利指定型（3年・5年・10年）のうち、「3年」と「5年」は選択できますが、「10年」は選択できません。）

※固定金利型（15年・20年）・超長期固定金利型（35年）の住宅ローンへの金利種類の変更はできません。

### 〈金利種類変更日〉

金利種類の変更をおこなう日は、次回約定返済日（銀行休業日の場合は翌銀行窓口営業日）となります。

### 〈金利種類変更についてのご注意〉 必ずお読みください

当月分の約定返済額を**金利種類変更日の前日までに返済用預金口座にご入金ください。** ご入金がない場合は、お申し込みを取り消します。

#### 【金利種類変更について】

金利種類変更後の適用金利は、お申込時点の金利（※）ではなく、「次回約定返済日」（銀行休業日の場合でも、同日）時点の金利（※）が「金利種類変更日」の翌日から適用されます（金利種類変更日時点の金利が、お申込時点の金利を上回る場合、お申込時のシミュレーション結果によりご返済額が増加することになります）。

※店頭表示金利を基準としたお客さま個別の金利です。

- ・お申込時には、金利情勢にご注意ください。

## ご依頼内容の照会・取消

インターネットバンキングでお申し込みになった繰り上げ返済・金利種類の変更の依頼内容を照会できます。

また、繰り上げ返済日・金利種類変更日の前日23時44分までは、依頼内容を取り消しできます。

※繰り上げ返済日・金利種類変更日の前日23時44分までに取消操作が完了している必要があります。

### 電子交付サービスをご利用ください

電子交付サービスは「お取引明細表」などの対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できるサービスです。書類は郵送されず、整理・保管する手間も省けます。

詳しくは、29ページをご覧ください。

# カードローンサービス

## カードローンサービスのご利用にあたって

横浜銀行でお借り入れのカードローンについて、「お借り入れ・ご返済」、「入出金明細照会」、「契約内容照会」、「ご依頼内容照会」のお取り引きがご利用になります。

ご利用にあたっては、すでにお持ちのカードローン口座をサービス利用口座に追加してください。

※一部のカードローン商品や、お客さまのお取り引きの状況等によっては、ご利用になれない場合があります。

### 対象となるカードローン

**横浜銀行カードローン・バンクカードローン・〈はまぎん〉ATMカードローン・  
〈はまぎん〉スマートチャージ・教育ローン(カードローン型)・BCローン・  
クイックキー・マイプランカードローン**

## カードローンのお借り入れ・ご返済

事前にお届けのカードローン口座からのお借り入れ・ご返済のお取り引きができます。

※24時間リアルタイムでお取り引きできます。

※ご返済は、一部返済または全額返済をご選択できます。ただし、一部返済は、元金のみのご返済となり、お利息分のご返済はできません。

※一部返済をされた場合でも、毎月の定例返済があります。

※定例返済が遅延している場合、お借り入れ・ご返済はお取り扱いできません。

※毎月の定例返済日0時～2時頃までの時間帯はご返済はお取り扱いできません。

※取引完了後は取り消しできません。

## カードローンの入出金明細照会

事前にお届けのカードローン口座の入出金明細が確認できます。

※24時間リアルタイムで明細を表示しています。

## カードローンの契約内容照会

事前にお届けのカードローン口座のご契約内容(毎月の返済日や返済金額、お借入残高やお借入可能額など)が確認できます。

※24時間リアルタイムで契約内容を表示しています。

## カードローンのご依頼内容照会

インターネットバンキングで取り引きされたお借り入れ・ご返済の依頼内容を照会できます。

※カードローンのお借り入れ・ご返済は取り消しできません。

### 電子交付サービスをご利用ください

電子交付サービスは「お取引明細表」などの対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できるサービスです。書類は郵送されず、整理・保管する手間も省けます。

詳しくは、29ページをご覧ください。

# 電子交付サービス

## 切替申込

各種書類を「書面交付から電子交付」、「電子交付から書面交付」へ切り替えることができます。

※お申込日の翌日(19時以降にお申し込みが完了した場合は、翌々日)から切り替えとなります。

※Web口座(無通帳口座)の口座がある場合、国内預金商品を書面交付に切り替えることはできません。

## 各種書類の閲覧

切替申込をおこなった商品種別の対象書類をインターネットバンキング画面上で閲覧できます。

※交付時期や閲覧可能期間は書類によって異なりますので、横浜銀行ウェブサイトでご確認ください。

### 〈対象となる書類〉

- 〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座またはサービス利用口座と同一のお取引店で開設されているすべての口座と〈はまぎん〉マイダイレクトで利用している投資信託口座についての書類が電子交付の対象となります。
- 電子交付サービスは以下の商品種別単位でのお申し込みとなり、対象書類は商品種別単位ですべて電子交付されます。一部の書類のみ書面交付とすることはできません。

商品種別	おもな対象商品
投資型商品	投資信託・外貨預金・公共債など
国内預金商品	普通預金・貯蓄預金・定期預金など
ローン商品	住宅ローン・カードローン・目的別ローンなど
その他	その他

- 対象書類は追加となる場合があります。追加となった書類についても電子交付の対象となります。対象書類を追加する際は、横浜銀行ウェブサイトでお知らせします。

### 〈電子交付サービスについてのご注意〉 **必ずお読みください**

- 電子交付書類は、PDF形式で提供します。PDF閲覧ソフト(最新のAdobeReader)をご用意ください。
- 〈はまぎん〉マイダイレクトを解約された場合は、電子交付サービスもあわせて解約となります。解約日(投資型商品の書類は解約日の前日)以降に作成された書類から自動的に書面交付に切り替えます。

# 家族口座照会サービス

ご家族などの普通預金口座残高や入出金明細を照会し、入出金が発生した際には通知の受け取りができます。

## 新規登録

口座情報を提供するお客さまが、ご家族などを照会者として登録することで、普通預金口座の残高や入出金明細が照会できるようになります。

※家族口座照会サービスの新規登録には口座情報を提供するお客さまの登録操作が必要です。

※家族口座照会サービスに新規登録できる口座は、〈はまぎん〉マイダイレクトの代表口座・サービス利用口座のみです。

## 変更

- 口座情報を提供するお客さまは、通知内容の変更ができます。なお、照会者や照会口座の変更をご希望の場合は、家族口座照会サービスのメニューから終了手続き後に再度新規登録してください。
- 照会者として登録されたご家族などは通知の停止・再開ができます。

## 終了

口座情報を提供するお客さまは、終了ができます。

# Web口座(無通帳口座)

Web口座(無通帳口座)へ切り替えをおこなうと、紙の通帳を使用せずに、スマホアプリ「はまぎん365」や〈はまぎん〉マイダイレクトでリアルタイムの残高や入出金明細を照会できます。また、Web口座へ切り替えをおこなうと横浜銀行ATM時間外利用手数料が無料になります。  
※横浜銀行ATM時間外利用手数料が無料となる科目は普通預金のみです。

## Web口座(無通帳口座)への切り替え

事前に登録されている代表口座・サービス利用口座の通帳を「Web口座」に切り替えできます。

### 切替可能な口座

**普通預金通帳(決済用普通預金を含む)、総合口座通帳(普通預金・定期預金)、  
ワンセット通帳(普通預金・貯蓄預金・定期預金)、定期預金通帳、積立定期預金通帳、貯蓄預金通帳**

※Web口座に切り替えた普通預金・貯蓄預金口座は、最大10年分の入出金明細照会が可能となります。

※Web口座への切替申込をされると、現在お持ちの紙の通帳は使用できなくなります。

また、郵送等でお届けしている普通預金・貯蓄預金・定期預金などの書類(商品種別:国内預金商品の対象書類)が自動的に電子交付に切り替わります。電子交付サービスについては詳しくは29ページをご覧ください。

※切替申込時点で紙の通帳に記載されていない明細は、切替申込をされると記帳できなくなります。記帳が必要な場合は、事前にATM等で記帳された後、切替申込をおこなってください。

なお、未記帳の明細は、後日電子交付サービスにて電子交付しますので電子交付サービスでもご覧になれます。

※Web口座へ切り替えされた後、紙の通帳に戻す場合は窓口のみでの受け付けとなり、お取引店でお手続きが必要となります。その際は、通帳発行手数料として1冊あたり1,100円(2024年1月4日現在(税込み))が必要となる場合があります。

# 諸届け受付サービス

## 残高証明書発行依頼

代表口座・サービス利用口座と同じお取引店の残高証明書の発行依頼ができます。和文のほか、英文での発行が可能です。

※残高証明書の発行には、当行所定の発行手数料がかかります。

発行手数料は依頼日の翌営業日に引き落とします。引き落としができなかった場合は、当該取引依頼がなかったものとして取り扱います。なお、領収書の発行はできません。

※依頼できる残高証明書は前日～6か月前までの毎月末日時点の残高となります。

※投資信託の残高証明書および住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書の発行は対象外です。

※残高証明書は依頼日の翌営業日に作成し、銀行お届けのご住所に郵送します。

※残高証明書発行依頼の受付完了後は取り消しができません。

## 公共料金口座振替

書面の提出なしで、事前にお届けになった代表口座・サービス利用口座(普通預金)からの公共料金口座振替のお手続きが簡単にできます。

### 口座振替できる公共料金

NHK・東京電力・NTT・東京ガス・横浜市水道局

※口座振替の開始は、お申し込みの1～2か月後になります。

※お客様番号が必要となるため、お手元に領収書をご用意ください。

※横浜市以外の水道局はお受けできません。

## 横浜バンクカードのお申し込み

横浜バンクカードのお申し込みができます。

※お申し込みにあたっては、当行所定の審査があります。

## 税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」



このマークのある税金・公共料金などの払込書のお支払いができます。なお、一部お取り扱いできない払込みもあります。

●お取扱時間 0時～23時30分

※予約扱いはできません。また、一旦納付された払込みの取り消しはできません。

※民間企業への払込みの場合、ワンタイムパスワードのご利用が必要となります。

ワンタイムパスワードの詳細は32ページをご覧ください。

※領収書は発行されません。

# ワンタイムパスワード

ワンタイムパスワードは、60秒ごとに変更される「使い捨てパスワード」です。

## 入力が必要なお取り引き

- お振り込み ●自動送金の新規登録
- 税金・各種料金払込み「Pay-easy(ペイジー)」(民間)
- テレfonバンキング暗証番号の登録・変更 ●ログインパスワードの再設定
- 秘密の質問・答えの初期化

※上記お取り引き・お申し込みのほか、横浜銀行ウェブサイトでの住所・電話番号変更でもご利用になれます。

## ワンタイムパスワードの種類・利用登録

アプリ型とキーホルダー型のどちらかを選択のうえ、ご利用ください。

※併用はできません。

### 〈アプリ型ワンタイムパスワード〉

スマートフォンをお持ちのお客さまにおすすめ



スマホアプリ「はまぎん365」にワンタイムパスワードを表示します。

アプリで利用登録することで、すぐにご利用可能です。

#### 〈利用登録〉

お持ちのスマートフォンで「はまぎん365」をダウンロードのうえ、利用登録をおこなった後にワンタイムパスワードの利用開始手続きをおこなってください。

手続きの際には、銀行お届け電話番号から、画面に表示される電話番号へ電話をかけていただく必要があります。

※銀行お届け電話番号に変更がある場合は、電話番号変更のお手続きを済ませたうえでお申し込みください。



### 〈キーホルダー型ワンタイムパスワード〉



パスワード生成機

キーホルダー型の「password generator」にワンタイムパスワードを表示します。利用開始まで最短でも1週間ほどお時間がかかります。

#### 〈利用登録〉

インターネットバンキングにログイン後の上部メニュー「各種利用設定」の「ワンタイムパスワード」から申込手続きをおこなってください。

お申し込みから約1週間後、銀行お届けのご住所あてに「password generator」を送付します。password generatorがお手元に届きましたら、同封されている説明書をご確認のうえ、利用登録をおこなってください。

※銀行お届け住所に変更がある場合は、住所変更のお手続きを済ませたうえでお申し込みください。

#### 〈password generatorの有効期限〉

password generatorの有効期限は約5年間です。

有効期限はpassword generatorの裏面に記載しています。

例：09/30/28(月/日/西暦(下2桁))

※お手元に届いたpassword generatorは、必ず5年間の有効期限とは限りません。

有効期限到来前に横浜銀行から更新申込のご案内メールをお送りします。メール受信後から更新申込が可能となります。